特定非営利活動法人ライフネットワーク歩夢

会員規約

特定非営利活動法人ライフネットワーク歩夢（以下、「当法人」といいます）

と称し、会員規約を以下のとおり定めます。

（目的）

1. 当法人は、知的障がい者・児を主とした障がい者に対して、自立支援

や療育、就労支援などの支援を行うことを目的とします。

また、障がい者を扶養する保護者や家族と、各種イベントを通じて交流を行い、障がい者・児に対しての理解の貢献に寄与することを目的といたします。

また当法人定款（以下「定款」という）で定める事項とします。

（会員の定義）

1. 第１条の目的に共鳴し、当法人の活動を主に資金的に支援する制度と

して、正会員とは別に、賛助会員制度を設けることとします。

（会員の種別）

1. 会員の種別は、正会員・賛助会員（個人・団体）の２種とします。

（議決権）

1. 賛助会員は、正会員と異なり、当法人の総会での議決権を有しません。

（入会）

1. 当法人への会員入会に当たっては、本規約を承認のうえ、別に定める入

会申込書により当法人に申し込むものとします。

当法人は、入会時に届け出た内容に基づき審査し、届出書事項に虚偽のものがあった場合や、入会申込者に公序良俗に反する行為があった場合は、当法人が入会を不適当と判断した場合には入会申込を承認しないことがあります。

当法人は、個別の非承認に際し、その理由を示す必要がないものとします。

入会申込時に会費を納入し、その後当法人が入会を承認しなかった場合、納入した会費は全額返金するものとします。

（届出事項の変更）

1. 会員は、入会申込時に届出た内容に変更があった場合、速やかに当法

に申出るものとし、それ以後も同様とします。

会員が前項により届出を怠った場合に、会員に生じた損害については、当法人は当法人の故意または過失による場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。

（会費）

1. 会員は、入会金、年会費として、毎年以下の金額を支払うものとします。

正会員　　入会金20,000円、年会費１口12,000円、１口以上

賛助会員　個人会員

　　　　　入会金10,000円、年会費１口6,000円、１口以上

　　　　　団体会員

　　　　　入会金50,000円、年会費１口24,000円、１口以上

会費は、初年度は入会申込時に支払うこととし、次年度以降は当法人発行の請求書による前納一括払いとします。

（会員資格の有効期間）

1. 会員資格の有効期限は、入会承認の翌月１日から起算し、翌年の応答日

前日までの１年間とします。ただし、入会承認日から会員資格の有効期間の初日までの期間については、第１０条に定める特典を受けられるものとします。

前項に定める有効期間は、会員または当法人から特に申出がない限り、満了日の翌日から１年間延長するものとし、以後も同様とします。

会員資格は、第三者に譲渡したり、使用させたり、担保権の設定をしたりすることはできません。

（会費及び拠出金品の不返還）

1. 会員が既に納入した会費及び拠出金品の不返還にかんしては、定款第

１２条にさだめるとおりとします。

（会員情報の取扱い）

第１０条　当法人は、当法人が保有する、会員が入会申込時に届出た会員にかんする情報は（第６条により変更された情報も含みます）を厳正に管理し、その保護のために必要な措置を適切に講ずるよう努めます。

当法人は、会員情報を、本人又は団体に同意を得ず当法人の活動以外の目的に利用しないこととします。

当法人は、前項のほか、以下の場合を除き会員情報を第三者に提供しないものとします。

1. あらかじめ当該会員情報にかかる会員の同意が得られた場合
2. 法令により開示を求められた場合
3. 個別の会員を認識できない状態で提供する場合

会員は、自身の会員情報の開示・訂正の請求を随時行えるものとします。その場合は当法人所定の様式にて当法人の届出るものとします。

当法人は、当法人による会員資格の取消しまたは会員の退会から１年間を経過したときは会員情報を破棄できるものとします。

（会員資格の喪失）

第１１条　会員が以下の各条項に一つでも該当するに至った場合、会員に事前に通知又は催告することなく当法人の会員資格を直ちに喪失することができるものとします。この場合、既に納入された会費の払戻しは一切行いません。また、第三者への会員資格の継承はできません。

1. 定款第９条に定めるいずれかに該当する場合
2. 会員が入会時および届出時項変更時に虚偽の事項を届出たことが判明した場合
3. 会員が会費の支払、その他当法人に対する責務の履行を怠った場合
4. 当法人の名誉を著しく傷つけた場合、または会員としての品位を損なう行為があったと当法人が認めた場合
5. 法令もしくは公序良俗に反する行為を行行っ場合
6. 政治的、宗教的な目的で利用していると認められる場合
7. その他、当法人が会員として不適当と認める相当の事由が発生した場合

（会員の退会）

第１２条　会員は退会する場合、当法人の定款第１０条に定めるとおりとする。

ただし、その場合、既に納入された会費の払戻しは一切行わないものとします。

（禁止事項）

第１３条　会員は、当法人による活動にあたり、以下に揚げる行為を行ってはならないものとします。

1. 他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
2. 他の会員、第三者もしくは当法人に不利益や損害を与える行為、またはそれらの恐れのある行為
3. 公序良俗に反する行為若しくはその恐れのある行為
4. 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為またはその恐れのある行
5. 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為
6. 運営活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為（当法人が承認した場合を除く）
7. その他、不適当と判断される行為

（会員の遵守事項）

第１４条　会員は、本規約に定める事項を誠実に遵守するほか、下記の事項を遵守するものとします。

1. 当法人の実施事項を通じて提供される情報を不正の目的をもって利用し

ないものとします。

（２）当法人の実施事業を通じて提供される情報等の知的財産は、当法人また

当該情報等の著作者であるか著作権を有する当法人以外の法人もしくは個人に帰属します。会員は当該情報の複製・販売等により、当該知的財産を侵害してはならないものとします。

（反社会的勢力の排除）

第１５条　会員は、現在、反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確認するものとします。

会員は、自らまたは第三者を利用して次の各項に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当法人の信用を毀損し、または当法人の業務を妨害する行為
4. 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
5. その他前各号に準ずる行為

会員が、前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第１項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当法人が当法人の会員として不適切であると判断した場合には、当法人は、当法人からの書面による通知により会員資格を取り消すことができるものとします。本条による会員資格取消の場合、会員が当法人に対して支払った会費は一切返却しないものとします。

（免責事項）

第１６条　当法人は、会員が破ったいかなる損害についても損害を賠償する責任を負わなないものとします。

会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当法人に損害を与えた場合は、当法人は当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うこつができるものとします。

（規約変更）

第１７条　当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがあります。

（附則）

本会員規約は、平成２８年１０月１日から施行するものとする。